

泉佐監第 83 号
平成20年8月13日

泉佐野市長 新田谷 修司 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 中 林 順 三

平成19年度公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成19年度公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成19年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

(1) 資金不足比率

公営企業ごとに政令で定めるところにより算定した当該年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の事業の規模に対する比率で、公営企業の経営の健全化を判断する比率。

(2) 対象となる公営企業

- ①法適用企業・・・病院事業、水道事業、宅地造成事業
- ②法非適用企業・・・下水道事業特別会計

2 審査の期間

平成20年7月1日から平成20年8月4日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、財政担当者から説明を聴取して審査をした。

4 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別的意見

①病院事業（法適用企業） (単位、%)

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	29.5	20.0	

資金不足比率は、29.5%となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、厳しい経営状況にあると認められる。

②水道事業（法適用企業） (単位、%)

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0	

資金剰余額が生じており、資金不足額がなく、経営状態は良好であると認められる。

③宅地造成事業（法適用企業） (単位、%)

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	912.6	20.0	

資金不足比率は、912.6%となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、かなり厳しい経営状態にあると認められる。

④下水道事業（法非適用企業） (単位、%)

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0	

解消可能資金不足額（将来入ってくると見込まれる使用料）があるため資金不足額は生じていない。

(3) むすび

病院事業並びに宅地造成事業の資金不足比率については、経営健全化基準を上回っており、非常に厳しい経営状態にあると思われる。今後、この資金不足比率が経営健全化基準を下回るよう、なお一層の経営努力をされるよう望むものである。